

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、エネルギー価格の高騰によるL P ガスを利用する一般家庭等への影響を緩和するため、一般社団法人新潟県L P ガス協会が行うL P ガス料金を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「一般消費者等」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等をいう。
- 2 この要綱において「コミュニティーガス消費者」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL P ガスの供給を受けている者であって、その消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者をいう。
- 3 この要綱において「支援対象者」とは、一般消費者等及びコミュニティーガス消費者をいう。
- 4 この要綱において「L P ガスの販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、支援対象者にL P ガスを販売する者をいう。
- 5 この要綱において「L P ガス料金高騰対策家庭向け支援事業」とは、支援対象者を対象に、県が指定する値引き額及び期間により、支援対象者のLPガス使用料からの値引きを行ったL P ガスの販売事業者に対して、その値引き原資を助成する事業をいう。
- 6 この要綱において「補助事業者」とは、L P ガス料金高騰対策家庭向け支援事業を実施する一般社団法人新潟県L P ガス協会をいい、「間接補助事業者」とは、L P ガスの販売事業者をいう。

(交付基準)

第3 この補助金は、次表に掲げる基準により交付するものとする。

補助対象経費及び補助基準額	補助率
(対象経費) 間接補助事業者に対する助成金 (補助基準額) 1,400 円/月×1 か月分×支援対象者数の範囲内 ただし、令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月分については、700 円/ 月×1 か月分×支援対象者数の範囲内 (値引き額(税抜き)で 100/100)	10 分の 10 以内
(対象経費) 間接補助事業者に対する事務経費 (補助基準額) 50 円×支援対象者数の範囲内	
(対象経費) 事務費 人件費、印刷費、郵送費、振込費、事務用品費、通信費、旅 費、一般管理費その他経費	

(交付の条件)

第 4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第 7 に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第 7 に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があつたときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があつたときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、令和8年8月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、令和8年1月から令和8年3月分の事業については令和8年1月30日までに知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6 第4の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式によるLPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

- 第7 第4の(1)に規定する軽微な変更は、補助金額について、補助金交付決定額に対して30パーセント以内の補助金の減額とする。
- 2 第4の(2)に規定する軽微な変更は、補助事業を中止し又は廃止する以外の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第4の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式によるLPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出

しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第9 第4の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第11 規則第10条の規定による報告は、知事が必要と認めたときに、別途指示する様式により行うものとする。

（実績報告書）

第12 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第4号様式のとおりとする。ただし、令和8年1月から令和8年3月分の事業については、別記第4号様式の2のとおりとする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（概算払）

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第5号様式によるLPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金概算払請求書を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 8 年 7 月 22 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名 又 は 名 称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付申請書

この補助金に係る事業を下記のとおり実施したいので、新潟県補助金等交付規則第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 事業の目的

備考 枠内に収まらない場合は、枠内に別紙〇〇のとおりと記述し、別紙にその内容を記述することができる。

3 事業実施計画

(1) 実施の方法

ア 間接補助事業者への周知・説明会など

イ 間接補助事業者からの実績報告の審査

ウ その他

備考 枠内に収まらない場合は、枠内に別紙〇〇のとおりと記述し、別紙にその内容を記述することができる。

(2) スケジュール

(3) 実施体制

4 収支予算書

別添のとおり

5 完了の予定の期日

年 月 日

備考 枠内に収まらない場合は、枠内に別紙〇〇のとおりと記述し、別紙にその内容を記述することができる。

別記第 1 号様式 別添

收支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金		
計	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分	金額	備考
計	0	

別記第2号様式（第6関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏名又は名称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け新潟県消第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）を受けました補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱第6の規定により、申請します。

記

1 補助金交付決定済額

金 _____ 円

2 補助金変更交付申請額

金 _____ 円

3 差引増減額

金 _____ 円

4 変更事項及び理由

5 変更収支予算書

別添のとおり

備考 枠内に収まらない場合は、枠内に別紙〇〇のとおりと記述し、別紙にその内容を記述することができる。

別記第2号様式 別添

変更収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	変更前金額	変更後金額	差額	備考
県補助金				
計	0	0	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分	変更前金額	変更後金額	差額	備考
計	0	0	0	

別記第3号様式（第8関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名 又 は 名 称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け新潟県消第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）を受けました補助金に係る事業について、下記の事由により中止（廃止）したいので、新潟県補助金等交付規則第8の規定により、申請します。

記

1 補助金交付決定済額

金 _____ 円

2 事業中止（廃止）理由

備考 枠内に収まらない場合は、枠内に別紙〇〇のとおりと記述し、別紙にその内容を記述することができる。

別記第4号様式（第12関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏名又は名称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け新潟県消第 号で交付決定通知のあったこの補助金事業実績について、L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱第12の規定により報告します。

記

1 事業実績報告書

別添1のとおり

2 精算時補助金請求額（返還額）

（請求額・返還額）金 _____ 円

3 収支精算報告書

別添2のとおり

備考 2の請求額・返還額には、いずれかに取り消し線を引くこと

事業実績報告書

1 支援対象者への交付実績

(1) 1,400円（税抜き）を値引いた延べ件数及びその交付額

1,400円 × 件 = 円

(2) 1,400円未満を値引いた延べ件数及びその交付額

件、 円

詳細は別紙1のとおり

(3) 上記の合計

円

2 間接補助事業者への事務経費交付実績

50円 × 世帯 = 円

3 支援対象者数の内訳

液化石油ガス法の 一般消費者等		世帯
コミュニティーガ ス消費者		世帯

別紙1 (2) 1,400円未満（税抜き）を値引いた延べ件数及びその交付額の詳細

[illegible]

収支精算報告書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金（概算払済額）		
県補助金（精算時請求額）		
計	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分	金額	備考
間接補助事業者を通じた支援対象者交付額		
間接補助事業者への事務経費		
県補助金(精算時返還額)		
計	0	

別記第4号様式の2（第12関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏名又は名称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け新潟県消第 号で交付決定通知のあったこの補助金事業実績について、L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱第12の規定により報告します。

記

1 事業実績報告書

別添1のとおり

2 精算時補助金請求額（返還額）

（請求額・返還額）金 _____ 円

3 収支精算報告書

別添2のとおり

備考 2の請求額・返還額には、いずれかに取り消し線を引くこと

事業実績報告書

1 支援対象者への交付実績

(1) 700円（税抜き）を値引いた延べ件数及びその交付額

700円 × 件 = 円

(2) 700円未満を値引いた延べ件数及びその交付額

件、 円

詳細は別紙1のとおり

(3) 上記の合計

円

2 間接補助事業者への事務経費交付実績

50円 × 世帯 = 円

3 支援対象者数の内訳

液化石油ガス法の 一般消費者等		世帯
コミュニティーガ ス消費者		世帯

別紙1 (2) 700円未満(税抜き)を値引いた延べ件数及びその交付額の詳細

[illegible]

収支精算報告書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	備考
県補助金（概算払済額）		
県補助金（精算時請求額）		
計	0	

2 支出の部

(単位：円)

区分	金額	備考
間接補助事業者を通じた支援対象者交付額		
間接補助事業者への事務経費		
県補助金(精算時返還額)		
計	0	

別記第 5 号様式（第 13 関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名 又 は 名 称
並びに法人にあっては
代表者の役職及び氏名

L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け新潟県消第 号で交付の決定（又は変更交付の決定）を受けました補助金に係る事業について、L P ガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱第 13 の規定により概算払を請求します。

記

1 概算払請求額

金 _____ 円

2 請求金額の算出内訳

別添のとおり

收支予算書

(単位：円)

(単位：円)[illegible]